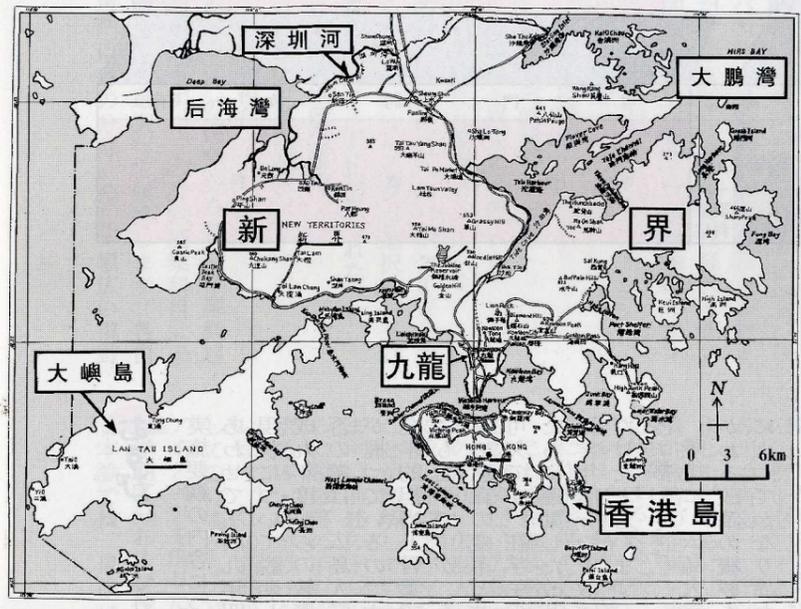


いま激動の香港を考える

—歴史的考察への招待・“植民地”155年目の苦悶—

文
写
真
橋
本
学
Hashimoto, Manabu

香港領域図 (Map of Hong Kong Territory)



(小椋廣勝著「香港」〔第三圖 香港植民地全圖〕を加筆・修正により作成)

香港の中国への返還を目前にして、今や香港における諸問題の存在は、日本人における共通認識だと見ることもできる。果たして香港返還は滞りなく実施されるのか。期日に一刻と近づくと、人々の関心はいやが上にも高まりつつあると言ってよい。だが、一体「植民地・香港」の歴史とは何だったのか。日本人はそこにとどまるように関わったのか。ジャーナリズムの傘下に「億総国民がきちんと収まり、香港と言えはその行方に話題が集中する。今日、国際化時代」を迎えたときとされる状況下、思想はあまりに貧困であり、狭隘の上ないとの誹りを免れない実情がそこにある。以下、香港の歴史を改めて振り返り、その特色を明らかにするとともに、近代日本が遺した「汚点」部分の位置づけについても若干の検討を行いたい。

「植民地」への歴史的矛盾 —帝国主義とナショナリズムの 絶えざる確執

イギリス領植民地・香港は、今や期日まで三百日を切った中国返還(一九九七年七月一日)を前に、来たるべき未来への期待と不安をもって、その残時を刻み続けている。

「借りものの場所と借りものの時間 (Borrowed place, borrowed time)」…そのうえに浮び漂う街。映画「慕情」(一九五五年)の原作者・韓素英はかつて香港をしてこう断じたが、この言葉のとおり、その存在が帝国主義とナショナリズム、資本主義と社会主義という対立のなかで翻弄される、あたかも泡沫のごときものであったことは事実であろう。

ここで、中英関係を軸にその歴史を紐解くならば、イギリスの香港領有は、アヘン戦争の講和条約たる南京条約(一八四二年)に「中國將廣東省寶安縣的一個沿岸小島香港、割與英國」(香港島 (Hong Kong Island) 割讓。傍線筆者)の一条が盛り込まれたことを契機とする。そして、アロー号事件を契機とする第二次アヘン戦争は、さらに香港対岸に当たる九龍半島南端の割讓をも決定づけるものとなった(一八六〇年、北京条約)。以上が、今日イギリス領植民地とされる香港の、領域確定に至る経緯である。

ただイギリスは、これら領土の防衛を理由として、さらなる勢力範囲の拡張を求めている。一八九八年における、九龍半島の深圳河以南地域並びに大嶼山 (Lantau Island) ほか島嶼を含む后海湾 (Deep Bay) 及び大鵬灣 (Mira Bay) の

香港全面返還への軌跡 —歴史的現実と現実の対決

ところで改めて確認しておきたいことは、本来一九九七年における返還では、いわゆる香港全域のうち租借期限満了を迎える新界のみを対象としていたということである。このことはすでに述べた南京条約以下の経緯によっても明らかであり、九龍 (Kowloon) 地区北辺の旺角 (Mong Kok) 付近でほぼ東西に延びる界限街 (Boundary Street) は、消しがたい歴史的事実の存在を我々に気づかせる。

だがイギリスは、結局、従前の内容を大きく変える形での返還実施(香港の全面返還)へと軌道修正を迫られることになる。その導因の一は、すでに述べたナショナリズムの台頭に他ならないが、それ以前に香港社会の現実が重くのしかかっていたと考えられる。

要するに、租借地新界はこれまでイギリス領九龍地区とほぼ一体化した形で経済発展を遂げ、都市部拡大をなしてきたがゆえに、事実上両者における境界の一層の形骸化を招いていたということであり、すでに香港という一社会の分かれがたい一部と化していた。

加えて長い歴史の中で、新界をも含めて「香港」と呼ぶことがすでに通例となつていくという事実もある。また地図上にも、国境線は深圳河から東へ延びるラインの他、后海湾及び大鵬灣の両海域上を除いて見せず、こうした諸事実が、結局周囲をして、あたかも新界を含めた「植民地・香港」が存在するかのとき錯誤を生ぜしめたことも確かであろう。いずれにしても租借地と植民地は、意識

の中でそれほどまでに一体の呈をなしており、香港島・九龍地区を含まない返還は容認されたい状況となっていた。しかも、その後のイギリスにおける国力の変化と、水その他生活資源一般を大陸に依存せざるを得ない、香港の決定的ともいべき現実はいかんともしがたく、一九八二年、イギリス側の主導で開始された英中交渉は、結果としてイギリスの東アジアからの完全撤退という事態を招くのである。

返還への期待と不安 —見えざる「一国二制度」と 見える「一党支配」

ただここで問題は、ナショナリズムの究極的な目標であったはずの、植民地支配からの離脱(中国への復帰という歴史的瞬间を前にして、当の香港市民の思いが必ずしも一様でなく、冒頭でも指摘したように、期待と不安の入り交じった混迷を呈しているということであろう。そして、その不安とは、主に「一国二制度」という途轍もない実験に端を発している。「一国二制度」とは、中国への返還以降香港を「特別行政区」とし、当地において「社会主義の制度と政策を実施せ

ず、従来の資本主義制度と生活様式を保持し、五十年間変えない」とするもので、前記「英中共同声明」に基づいて制定された「中華人民共和国香港特別行政区基本法」(一九九〇年四月)以下、基本法と略)の趣旨を象徴的に示す概念である。「基本法」は、全文九章一六〇条と序言及び三つの付属文書から構成され、内容は、第一章「総則」、第二章「中央と香港特別行政区との関係」、第三章「住民の基本的な権利と義務」、第四章「政治体制」、第五章「経済」他、第八章「基本法の解釈と改正」と多岐にわたっている。一見「日本国憲法」と見紛う箇所もあり、本国の「中華人民共和国憲法」とのあまりの隔たりに驚かされる。

しかし、最も肝要と思われる点は、「基本法の解釈権は(制定者たる)全国人民代表大会常務委員会に属する」(第八章第一五八条)とする規定の存在であり、これが基本法そのものの性格を決定しているということである。わが国のジャーナリズムは「返還後の『憲法』といった比喩的表現を懼れないが、国家の最高法規でない以上、本国憲法による縛りを見逃すわけにはいかない。

現に、「言論・報道・出版の自由、結社・集会・行進・デモの自由、労働組合を組織しこれに参加し、ストライキを行う権利と自由を享有する」(第三章第二七条)としながら、同時に「反逆・国家分裂・反乱扇動・中央人民政府転覆・国家機密窃盗のいかなる行為をも禁止」(第二章第二三条)していることが、とりわけ政治団体や報道関係者の「解釈によっては」的発想を招いている。未来の「特別行政区住民」にとって重要なのは「結局、香港の真の統治者は誰か」であり、

「一国二制度」の真の姿に他ならない。一九八四年の全面返還決定を契機とする香港脱出の激増は、そうした不安の存在を如実に物語る。一九八七年、それまでは二万人前後であったものが一挙に三万人となり、さらに一九九〇年には、「天安門事件」（一九八九六月）の影響ゆえに六万人台にまで達している。また、近年減少を見たとは言え、やはり四万人程度存在することは事実であり、返還後も有効なBNO（英国国民海外旅券）を取得すべく、本年三月末の申請期限を前に連日一万人が列をなしたとの報道は、我々の記憶にまだ新しいはずである。

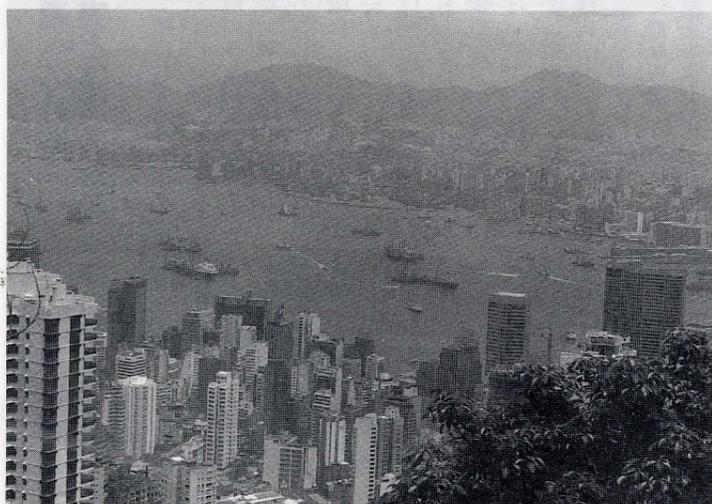
いづれにしても、彼ら香港人の多くが、その意識を、半世紀近くに及ぶ本国での中国共産党「一党支配」という歴史的事実とその実際ないしは幻影とによって、過度なまでに支配され苛まれてきたことは確かであろう。それは、彼らのなかに、例えば韓素英の「不死鳥の国」にもあるような、新中国成立前夜に展開された「国共内戦」下に脱出してきた者が少なくないこと、またシュザンヌ・サバンの「蟻塚」における証言者や民主人士周鯨文のごとく共産党政治に失望した人々も少なからず存在することによって、端的に示されている。太平洋戦争直前の一九四一年時で百六十三万余であった香港の人口が、六一年には三百二十万人、七六年で四百四十七万人にも達していること、時代の背景がここにあった。

とは言え、香港の実情は極めて複雑で、決して上記に集約できるものではない。国民党政治に失望し、「台湾独立運動」に身を投じんとし香港に脱出した、邱永漢氏のごとき台湾人青年の存在も、また想起されねばならない。

日本が変えた命運 「軍票補償問題」に見る 「植民地」のもつ二つの過去

しかしながら、さらに日本人として忘れてならないのは、百五十五年間に及ぶ「植民地・香港」の歴史のなかに、容易には消しがたい「汚点」を残しているという事実である。すなわち、太平洋戦争下三年八か月（一九四一年十二月〜四五年八月）に及ぶ香港占領並びに軍政統治がそれである。

周知のとおり、日本の本格的なアジア侵略は、一九四四年の日清戦争発動という形で開始された。イギリスによる香港



扯旗山(Victoria Peak)より九龍(Kowloon)地区を望む

島獲得より五十二年目、新界租借を遡ることわずか四年のことである。その勝利は中国の対日台湾割譲を招き、日本をして帝国主義時代へと突入させる。その後朝鮮半島併合（一九一〇年）、満州事変による「満州国建設」などは、すべてその「所産」であると言わざるを得ない。そして、一九三七年七月以後の日中全面戦争（以下、日中戦争と略）及び太平洋戦争も、そうした潮流のなかに位置づけべきは自明であろう。

実は、日中戦争以後、イギリス領・香港はすでにその余波を蒙っていた。一九三七年十一月における国民政府（首都、南京）の四川省・重慶への移駐宣言と、北から南へ、沿岸部から内陸部への戦線

拡大が、避難民の香港流入をももたらしていたからである。一九三三年時点で九十二万人、一九三七年には百万人であった香港の人口が、既述のように一九四一年に至って百六十三万余にまで増大している事実は、以上の状況を示して余りある。コレラ流行による死亡者続出（約千人）も、またこの状況下においてである。教育・文化方面においても例外ではなく、日本側の広州占領（一九三八年十月）を背景とする広州大学・国民大学・嶺南大学・光華医学院の各私立大学の疎開はその最たるものである。これらに伴うなどして逃れてきた知識人や各界文化人が香港を拠点に活動し、一九三九年には国際援華団体「保衛中国同盟」(China Defense League, 総裁、宋慶齡)が組織され、また共産党により八路軍駐香港弁事処が設置されるなど、抗日救国運動が展開されたことは事実だが、日本軍の侵攻はこれらすべてを破砕する。

香港を占領した日本側は、まず第二十三軍軍政庁を九龍地区の Peninsula Hotel（半島酒店）に設置し、さらに翌年二月には香港占領地総督部を設置させた（香港島中環（Central District）・香港上海匯豐銀行）。日本による軍政統治の開始であった。

そこで日本側が行った行為には枚挙にいとまがないが、なかでも「軍用手票」、いわゆる「軍票」による経済統制は、住民の生活を将来にわたり苦渋へと貶めることになる。そもそも「軍票」とは、軍費支弁を目的に発行する戦地通貨であり、財貨獲得がその主要目的であって、戦争状態の安定後は回収あるいはしかるべき処理を講じなければならないというのが、本来の趣旨であった（今村忠男著『軍票

論』。取扱業務は横浜正金銀行（現東京三菱銀行）等現地支店が行っていた。

ところが、当初香港ドルと「軍票」の同時流通を認めていたにもかかわらず、一九四三年に至って香港ドル使用を停止させ通貨を「軍票」のみに限定する旨宣布するのである。住民は、事実上強制的に香港ドルの「軍票」への交換を迫られた。しかも、一九四一年十二月発行当時、「軍票」一圓は香港ドル二ドルであった交換率が次第に低下し、日本敗戦の結果、さらに対二百五十から対二千となる。一九四五年九月、イギリス軍政府は「軍票」の無効を正式に宣布した。ただ香港人の手元には、なお五億四千万圓以上の「軍票」が遺されているという（『亜細週刊』、一九九三年第三十五期）。

今日、「軍票補償問題」が存在するゆえんとは、まさにこうした歴史的背景にあるのである。従って、この問題も「従軍慰安婦」「強制連行」等と同様、いわゆる「戦後補償問題」の一つに位置づけられるべきものに他ならない。

一九六八年以降、香港ではその解決のため、日本軍政・軍票の被害者により結成された民間団体「香港索償協会」（香港賠償請求協会）を軸に、補償要求運動が展開される。そして、一九九三年、日本側支援団体「香港軍票補償をすすめる会」（大久保青志代表。一九九一年結成）の協力も得て、ついに日本政府への軍票補償を求める訴訟に踏み切った。

ただ大久保氏によれば、「サンフランシスコ講和条約におけるイギリスの賠償放棄」という事実をもって、申し立て自体が無効であるとする日本政府を相手に、被害者側は訴訟に関わる法的根拠の立証から進めず、他の「戦後補償問題」と同

様、極めて困難を強いられているのが実情のようである。

被害者側としては、中国への返還までに事態を些かでも進展させておきたいとの希望を捨てきれない。しかし前記「基本法」との絡みもあり、今日「保衛釣魚台運動」（釣魚台（尖閣諸島の中国側名称）防衛運動。以下、保釣運動と略）の名の下に反日運動を展開する民主人士等とは、自ら共闘の機会を絶っているという。従って、今後も孤軍奮闘する以外ないとすれば、彼らが窮地に立たされることは避けたいものと考ええる。

「混迷の香港情勢」下の日本人 —むすびにかえて

以上、「植民地・香港」における今日の問題への理解の糸口として、主に歴史的な観点から考察を進めてきた。そこで得たことは、植民地時代以前において、漁民約三千人の「荒島」に過ぎなかったとされる香港が、今日のごとき人口六百万人を擁する（一九九四年統計。うち九八％が中国人）国際金融都市へと発展したその歴史と人々の生き様には、明らかに我々日本人の想像を絶するものがある、という一語に尽きる。

この香港の中国への返還を目前に、香港報道や香港情勢をテーマに掲げた評論・レポートが紙面に溢れ、特集を組む雑誌も少なくないことは事実である。

だがそこに、「植民地・香港」の歴史的本質を明らかにせんとする姿勢、あるいは近代における日本とアジアの関係のなかで香港をとらえ直すとする姿勢が、ほとんど不在であることも否定できない。加えて、今日、香港・台湾を中心に展

開されている前記「保釣運動」の遠因も、実は日清戦争にもなう日本の台湾領有にあるのであって、これこそが領土権の所在自体を見えにくくしてしまった。ところが、日本側の主張には、これへの内省がほとんど認められず、基本的に「日本固有の領土である」との論証に終始しているのが実情であろう。

これら責任の一端は、最高学府であり高等教育機関たる大学、また筆者も含め政治的・経済的な側面の動向にのみ目を奪われがちな学究の徒にもあると思う。今や、海外旅行ブームを迎えて久しいが、香港旅行も例に漏れず、年間百数十万人に上るといふ。かく言う私もその一人だが、確かに地下鉄やバス・路面電車などを除けば、「香港を歩けば日本人に当たる」も決して誇張でない。返還を前に、今後さらなる増加が見込まれているとも聞く。むろんそうした人々にまで、政治

プロフィール

- ◆一九六〇年生まれ（兵庫県姫路市出身）
- ◆広島大学大学院社会科学部研究科博士課程後期（国際社会論専攻）単位取得退学
- ◆本年四月より本学勤務
- ◆大学教育研究センター助手
- ◆広島大学調査室員

◆専門は、高等教育論（中国高等教育史）

なお中国を主要研究領域としているため、近代日中関係史・中国文化論にも関心がある。

◆広島大学調査室についてのこと
本年四月、学内措置で設置された調査室は、田村達堂調査室長（生物生産学部教授）を始め、専門領域の異なる四人の室員からなり、大学教育研究センター・大学改革調査部（新設）との連携、並びに本学事務局の庶務部企画調査課の支援体制のもとに運営されている。



◆本学の大学改革に関する基礎調査を所掌事項とするが、九月に全学的な協力を得て実施された「自己点検・評価」のためのアンケート調査にも関与しており、現在その集計・分析を進めている。
来たる来年一月には本部と共に東広島キャンパスへの移転を予定しているが、調査室は、学部の壁を超えて全学に開かれており、「支援並びに忌憚のないご意見・ご批判を賜りたい。」